平成２３年（フ）第８２号
三重県鈴鹿市安塚町675番地の４　グリーンコーポＡ号室、前住所三重県鈴鹿市南江島町23番５号　マンションフォレスト白子Ⅱ205号室
債務者　筧　　京子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０７号
三重県亀山市みずきが丘25番地８
債務者　髙野　周二
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３５号
神戸市垂水区小束山４丁目１番地の11
債務者　黒田　哲夫
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４２号
神戸市垂水区高丸７丁目８番21―202号、従前の住所神戸市垂水区つつじが丘５丁目26番地の７
債務者　柳本　　英
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４５号
神戸市中央区下山手通８丁目18番７号
債務者　梁　添恵子（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９２号
横浜市西区戸部本町14番３号　早川ビル606号
債務者　佐藤　励自
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２３号
栃木県鹿沼市茂呂1913番地７
債務者　山﨑　雅史
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８１号
栃木県宇都宮市清原台１丁目10番７号、前住所栃木県宇都宮市竹下町435番地178
債務者　沖田　祐樹
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８６号
栃木県宇都宮市緑２丁目25番20号　第一グリーンコーポ102号、前住所栃木県日光市明神242番地80
債務者　古河　　武
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２１４号
神奈川県綾瀬市寺尾中１丁目15番10号
債務者　五味川由美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５１号
横浜市戸塚区戸塚町2101番地　南戸塚住宅３棟403号
債務者　柴田　達朗
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５４号
横浜市戸塚区下倉田町1094番地１　聚楽ハイツ１－Ｅ号
債務者　渡部　有輝
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７１号
横浜市港北区日吉本町３丁目44番11号　日吉南ハイツ101
債務者　渡辺　聖一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０１号
横浜市金沢区並木１丁目４番１―804号
債務者　岡村　典子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７５号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目24番33号
債務者　碇谷　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１１号
横浜市鶴見区佃野町11番６号　ハタノヤマンション405号室、住民票上の住所横浜市鶴見区佃野町11番６号　モナミ美容院
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部